

低所得者世帯支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯支援給付金)のご案内

給付額 1世帯あたり **10万円** + 加算(18歳以下の子ども対象) 子ども1人あたり **5万円**

※対象となる世帯へは、別途案内が届きます。

※課税状況が不明な世帯へは案内は届きません。

給付対象 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

①～③のすべてに該当する世帯

- 令和5年12月1日に守山市に住民票がある世帯
- 世帯の全員が令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯 または、均等割のみ課税者と非課税者の世帯
(※ただし、住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯、租税条約による住民税の免除を受けている人がいる世帯は対象外)
- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円追加支給分)の支給対象とならない世帯

◎手続方法

守山市から

低所得者世帯支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯支援給付金)支給要件
確認書または申請書

が届いた世帯

手続きが必要です

- 『確認書または申請書』に必要事項を記入し、申請期限までに守山市生活支援相談課までご提出ください。
- 必要書類を必ず添付してください。
 - ①本人確認書類の写し
 - ②口座確認書類の写し
 - ③令和5年度課税証明書 ※『申請書』の場合のみ(住民税均等割のみが課税である証明書)
- 給付時期…市が書類を受理した日から、おおむね3週間後

※対象と思われる世帯にもかかわらず、案内が届かない場合は、給付金窓口までお問い合わせください。

申請期限 **令和6年5月31日(金)(必着)** 郵送の場合は、当日消印有効



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

市の職員等が直接通帳やキャッシュカードを預かりに来たり、暗証番号を聞くことはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

- 守山市 健康福祉部 生活支援相談課

TEL. **077-516-4090** (給付金窓口)

受付時間 平日 8:30～17:15(土日祝を除く)

※詳細、最新の情報は、守山市ホームページでご確認ください。